



11月は「児童虐待防止推進月間」 「DV防止推進月間」

みんなて虐待・DVを防ごう

虐待やDVを受けて、悩んでいる方は、相談窓口へご相談ください。また、虐待やDVを発見したり、疑いを感じたりしたら、ためらわずに相談窓口へ連絡・通報してください。連絡者の秘密は厳守され、たとえ虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはありません。

児童虐待

児童虐待とは

本来、子どもを守るべき親や親に代わる養育者が、暴力、性的行為の強要、言葉による脅しなどで子どもをの身体や心を傷つけることです。

しつけと虐待は、全く違うものです。暴力やお仕置きで子どもを従わせることはしつけとはいえません。たとえ親がしつけと思っていなくても、子どもにとって有害な行為や発言は虐待になります。

虐待の影響

虐待を受けると、けがなどの外傷だけでなく、愛情が受けられないことによる発育不全など、発達に影響することがあります。また、自尊心が育たず自己否定的で自暴自棄になったり、不安や孤独、虐待を受けたことへの怒りから、衝動的な行動を取ったりします。

問合先 家庭児童支援課家庭児童支
援担当 (☎65・2179)



DV (ドメスティック・バイオレンス)

DVとは

配偶者や内縁の相手、婚約者、交際相手など親密な関係にある人から一方的に暴力や外出の制限、性行為の強要などを受けることです。

近年、女性から男性への暴力や、交際相手からの暴力であるデートDVも増えています。

どんな暴力も許されません

暴力を振るった後、別人のように謝罪し、やさしく接するようになったかと思えば、また暴力を…と、一定の周期を繰り返し、徐々にエスカレートしていく傾向があります。

相手がいつか変わってくれるのではという期待や、経済的な不安、恐怖などで行動に移せない場合もあります。身体的、精神的な暴力を受け続け、恐怖・無力感で正常な判断ができにくくなります。どんな理由があっても暴力は許されません。人権侵害であり、犯罪にもなります。

問合先 家庭児童支援課家庭児童支
援担当 (☎65・2179)



相 談 窓 口

児童虐待

- 家庭児童支援課要保護児童担当 (☎56・3113)
日時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
- 西三河児童・障害者相談センター (☎0564・27・2779)
日時 毎週月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分
※土・日曜日、祝日、年末年始や夜間の場合でも緊急を要する場合は対応します。

DV

- 家庭児童支援課DV相談担当 (☎56・3113)
日時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始や夜間の場合でも緊急を要する場合は対応します。
- 県女性相談センター (☎052・962・2527)
日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く。

障害者虐待

- 市障害者虐待防止センター (☎65・2117/福祉課内)
日時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始や夜間の場合でも緊急を要する場合は対応します。

高齢者虐待

全域	長寿課地域支援事業担当	☎65・2120
八ツ面・三和・室場小学校区	地域包括支援センター 社会福祉協議会 花ノ木町2丁目1(総合福祉センター内)	☎56・1021
西尾・花ノ木小学校区	地域包括支援センター中央 寄住町洲田18(西尾老人保健施設内)	☎54・8998
平坂・矢田・中畑小学校区	地域包括支援センターいずみ 和泉町22(西尾病院内)	☎55・7373
鶴城・米津・西野町小学校区	地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31(米津老人保健施設内)	☎55・3155
寺津・福地南部・福地北部小学校区	地域包括支援センターせんねん村 平口町大溝77(特別養護老人ホームせんねん村内)	☎64・0002
一色・佐久島中学校区	一色町地域包括支援センター 一色町前野新田48-3(一色老人福祉センター内)	☎72・9654
吉良・幡豆中学校区	吉良幡豆地域包括支援センター 鳥羽町迎49-2(特別養護老人ホームしはとの郷内)	☎62・6677

障害者虐待

障害者虐待とは

身体障害・知的障害・精神障害のある人や、心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となる虐待のことで、次の3種類に分類されます。

- ① 障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人による虐待
- ② 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待
- ③ 障害者を雇用している事業主などによる虐待

虐待されている人が虐待だと認識できず、自分から被害を訴えられない場合があります。また、虐待している側の家族などに支援が必要な場合もあります。虐待の通報は、虐待されている障害者だけでなく、虐待している側への支援にもなります。

問合せ先 福祉課自立支援担当 (☎65・2115)



高齢者虐待

高齢者虐待とは

65歳以上の高齢者を世話する家族や親族、同居人、要介護施設従事者などが、暴力や介護、世話の放棄などをを行うことです。

介護疲れや生活苦などで心身ともに疲労し、追い詰められ虐待してしまうことや、介護の仕方や認知症への対応が不適切なため、介護のつもりでも自覚のないまま虐待になっていることもあります。

虐待をしないために

介護を「がんばる人」ほど1人や家庭内で負担を抱え込み、心身ともに疲れ果ててしまう傾向があります。介護サービスを利用しながら負担を減らしましょう。

地域の皆さんの理解や支えがあれば、高齢者も家族も孤立せず安心して暮らすことができます。手助けや見守り、声掛けなどちょっとした勇気や優しさが必要です。

問合せ先 長寿課地域支援事業担当 (☎65・2120)

